

令和8年 第2回白石町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月5日(木) 午前9時00分～午前9時45分

2 開催場所 白石町総合センター 2階集団指導室

3 出席委員(29人)

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭 欠席
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男 欠席	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均 欠席
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄 欠席	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹 欠席
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉 欠席	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄 欠席	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文 欠席		

4 欠席委員(8人)

3番 大曲 弥素男 10番 橋本 重吉 18番 香月 幸雄 24番 前田 達雄
 26番 池上 勝文 27番 古賀 茂昭 30番 橋口 均 32番 吉原 春樹

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 農用地利用集積等促進計画(案)への意見について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第4条の規定による届出について

業務連絡事項

- 1 令和8年第3回白石町農業委員会総会の日時及び場所
 日時 令和8年3月5日(木)9時00分
 場所 白石町総合センター 2階集団指導室
- 2 その他
 ① 農地パトロールの実施について

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	石田善人
	課長補佐兼農地農政係長	野中和男
	農地農政係長	前山仁美

7 その他出席職員

8 その他

9 会議の概要

事務局長 おはようございます。

それではただ今から、令和8年2月第2回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、3番 大曲 弥素男 委員、10番 橋本 重吉 委員、18番 香月 幸雄 委員、24番 前田 達雄 委員、26番 池上 勝文 委員、27番 古賀 茂昭 委員、30番 橋口 均 委員、32番 吉原 春樹 委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は37名中29名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、25番 筒井恒司 委員、28番 藤井啓二 委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 16 号＝

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第16号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第16号、議案書1ページです。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○ ○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として1月29日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、譲渡人の実家を譲受人が購入され、それに伴って隣接する農地を購入される申請です。

譲受人は現在、水稻、麦、大豆、玉葱、れんこんなど約 13.3ha の規模で営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 16 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 16 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 17 号＝

議長 続きまして、議案番号第 17 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 17 号、
権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇 〇〇委員ですが、欠席ですので、事務局からお願いします。

事務局 〇〇委員が欠席ですので、私の方から説明を申し上げます。
地元農業委員として 1 月 20 日に事務局と現地確認を行いました。
申請農地は、譲渡人及び譲受人 3 名の共有名義の農地ですが、譲受人、譲渡人の要望により、譲渡人の持ち分を譲受人に贈与される申請です。
譲受人は現在、水稻、麦、大豆、など約 1.2ha の規模で営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 17 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 17 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 18 号＝

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 18 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 18 号。議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項までは、議案書のとおりです。

農地区分は、①は農用地区域内農地、②は第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、①は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地、②は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、①用途区分の変更、②は既存施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○ ○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 1 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、自宅に隣接しており、農業用倉庫や資材置場、家庭菜園として利用されていたため、今回申請されたものです。

周辺の農地にも影響はないと考えられ、生産組合長、隣接農地所有者、隣接地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 18 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 18 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 19 号

議長 続きまして、議案番号第 19 号について事務局に説明を求めます

事務局長 議案番号第 19 号。

申請農地からその他参考事項までは、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○ ○○委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として1月28日に事務局と現地確認を行いました。

住宅の売却を検討されるにあたり、宅地進入路などへの違反転用が判明し、申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地を以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第19号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 20 号＝

議長 続きまして、3「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第20号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第20号。議案書3ページです。

権利の種類は、所有権移転 売買です。

申請農地からその他参考事項までは、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11ページから13ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○ ○○委員は欠席ですので、事務局をお願いします。

事務局 地元農業委員として1月26日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は、譲渡人の実家を事務所や倉庫として購入するにあたり、申請地を駐車場として使用するため申請をなされたものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第20号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 21 号＝

議長 続きまして、議案番号第21号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第21号。

権利の種類は、所有権移転 贈与です。

申請農地からその他参考事項までは、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地です。

農地区分の該当事項としましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14ページから16ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として1月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用は、譲受人が一般住宅として使用することに伴う申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第21号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 22 号＝

議長 続きまして、議案番号第22号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第22号。議案書4ページ。
権利の種類は、所有権移転 売買です。
申請農地からその他参考事項までは、議案書のとおりです。
農地区分は、第3種農地です。
農地区分の該当事項としましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は
公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17ページから19ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として1月27日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲受人が隣接地の宅地に住宅の建設を計画されており、その駐車場として利用されるための申請となります。

申請地は、宅地と道路に囲まれた農地で、区長、生産組合長、隣接宅地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第22号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第22号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 23 号＝

議長 続きまして、4「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」を議題とします。議案番号第23号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第23号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は1件となっております。

つづきまして、「利用権設定」でございます。

2 ページから 8 ページをご覧ください。今回は 69 件計画されており、賃借権設定が 60 件となっています。

区分の内訳として新規が 44 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは 12 件です。再設定は 25 件となっています。

未相続農地は 6 件です。

今回の利用権の総面積は 483,781 (48万3,781) m²です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たしており 70 件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 23 号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 23 号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番○○委員、○番○○委員、○番○○委員、○番○○委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定関係のうち、2 ページの整理番号 1 番から 4 番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 23 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番から 4 番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認するこ

とに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 少し確認をさせてください。整理番号 38 から、39、権利の設定を受ける人が、〇〇〇〇「さん、利用権の設定をする人が〇〇〇〇さんと名前が挙がっているんですけども、使用貸借としてされていますので、個人の契約から法人の契約に切り替わったということで確認していいですかね。

事務局 はい、そうです。

〇番 〇〇〇〇さんが会社になっているのは分かるんですけども、代表者の名前を是非入れて欲しいなと思います。誰が代表なのか分からない所があるので、代表者の名前を入れてほしいなあと思いました。

事務局 来月から法人の分は、代表者名を入れるようにします。ありがとうございます。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 23 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番から 4 番以外の分について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 24 ～ 30 号 =

議長 続きまして、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 24 号から 30 号の農地の売渡し、買受・借受希望について、一括して事

務局に説明を求めます。

事務局長 農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 24 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中郷中の〇〇 〇〇さんです。

申請理由は、後継者無しのための農地処分でございます。

議案の位置図は、20ページから22ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 25 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、戸ケ里の〇〇 〇〇さんです。

申請理由は、離農ための農地処分でございます。

議案の位置図は、23ページから24ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 26 号。議案書 5 ページです。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中区の〇〇 〇〇さんです。

申請理由は、遠方なための農地処分でございます。

議案の位置図は、25ページから26ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 27 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中区の〇〇 〇〇さんです。

申請理由は、規模縮小なための農地処分でございます。

議案の位置図は、27ページから28ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 28 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、沖清の〇〇 〇〇さんです。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、29ページから33ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 29 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、江北町の〇〇 〇〇さんです。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、34ページから35ページをご覧ください。

続きまして、農地の買受、借受希望でございます。議案書 6 ページ。

議案番号第 30 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六ヶ里の〇〇 〇〇さんです。

申出理由は、規模拡大のためで、廻里、久治、六ヶ里、辺田、古賀、原田、坂田地区内の農地で、希望面積は 10 haを希望であります。

以上、議案番号第 24 号から 30 号でした。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 24 号から 30 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 24 号。
委員 〇番 〇〇 〇〇 委員、 〇番 〇〇 〇〇 委員でお願いいたします。

議長 議案番号第 25 号
委員 〇番 〇〇 〇〇 委員、 〇番 〇〇 〇〇 委員でお願いいたします。

議長 議案番号第 26 号
委員 〇番 〇〇 〇〇 委員、 〇番 〇〇 〇〇 委員でお願いいたします。

議長 議案番号第 27 号
委員 〇番 〇〇 〇〇 委員、 〇番 〇〇 〇〇 委員でお願いいたします。

議長 議案番号第 28 号
委員 〇番 〇〇 〇〇 委員、 〇番 〇〇 〇〇 委員でお願いいたします。

議長 議案番号第 29 号
委員 〇番 〇〇 〇〇 委員、 〇番 〇〇 〇〇 委員でお願いいたします。

議長 議案番号第 30 号
委員 〇番 〇〇 〇〇 委員、 〇番 〇〇 〇〇 委員でお願いいたします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 24 号、○番 ○○ ○○ 委員、○番 ○○ ○○ 委員
議案番号第 25 号、○番 ○○ ○○ 委員、○番 ○○ ○○ 委員
議案番号第 26 号、○番 ○○ ○○ 委員、○番 ○○ ○○ 委員
議案番号第 27 号、○番 ○○ ○○ 委員、○番 ○○ ○○ 委員
議案番号第 28 号、○番 ○○ ○○ 委員、○番 ○○ ○○ 委員
議案番号第 29 号、○番 ○○ ○○ 委員、○番 ○○ ○○ 委員
議案番号第 30 号、○番 ○○ ○○ 委員、○番 ○○ ○○ 委員

であつせん委員をよろしく申し上げます。

議長 次に、事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
1 合意解約の報告
2 農地法第 4 条の規定による届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項
1 令和 8 年 第 3 回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和 8 年 3 月 5 日 (木) 9 時 00 分
場所 : 白石町総合センター 2 階 集団指導室
2 その他
① 農地パトロールの実施について

議長　それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻　午前 9 時 45 分
